

お申込みに必要な書類

- ① 借入申込書（制度により申込書が異なります）
- ② 市税の納税証明書（新潟市制度用）※申込日から3か月以内に発行されたもの、原本
- ③ 見積書の写し（設備資金の場合）
- ④ 委任状（本人（法人の場合は代表者）以外の方が代理で申込みを行う場合）
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ⑥ その他、制度ごとに個別に必要な書類



※ 添付書類について

同日に複数の申請をする場合、重複する添付書類は兼用可能です。

※ ② 市税の納税証明書（新潟市制度用）について

- ・例として、5月10日に申し込みを行う場合、2月9日以前に発行した納税証明書では受付できません。
- ・税納付後、おおむね30日以内に納税証明書を取得する際は、納税証明書発行窓口で領収証書（口座振替の場合は、引落しが記帳された通帳）を持参してください。

お申込みにあたっての注意事項

- ・融資実行においては金融機関の審査がありますので、まずは金融機関へご相談ください。
- ・運転資金と設備資金を合わせて申込みする場合は、運転資金の期間内での取り扱いとなります。
- ・設備資金については、新潟市内に設置する設備に限りです。
- ・追加融資は、その制度の貸付限度額と元金残高との差額の範囲内の利用になります。
- ・保証料補助及び利子補給を目的とした融資の分割はできません。

お申込み窓口

新潟市へのお申込みが必要な制度を利用する場合は、融資実行前に、各区役所担当課へお申込みください。

新潟市へのお申込みが必要な制度

- ・一般融資（障がい者雇用推進枠）
- ・小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）
- ・経営支援特別融資
- ・中小企業資金繰り円滑化借換融資
- ・中小企業開業資金
- ・工場等新增設備資金
- ・省力化・省エネ化資金
- ・中小企業振興資金



新潟市へのお申込みが不要な制度

- ・一般融資（通常枠）
- ・小規模企業振興資金（通常枠）
- ・夏期・年末資金



各区役所担当課

北区役所 産業振興課 TEL 025-387-1356
江南区役所 産業振興課 TEL 025-382-4809
西区役所 農政商工課 TEL 025-264-7623

東区役所 地域課 TEL 025-250-2170
秋葉区役所 産業振興課 TEL 0250-25-5689
西蒲区役所 産業観光課 TEL 0256-72-8454

中央区役所 地域課 TEL 025-223-7054
南区役所 産業振興課 TEL 025-372-6507

起業・経営のご相談



新潟IPC財団 ビジネス支援センター
新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階
TEL 025-226-0550

受付時間：月曜～金曜 8:30～17:30（祝日・年末年始除く）

起業を希望される方や、経営課題をお持ちの方の相談窓口です。お電話でご予約をお願いします。



新潟県信用保証協会 保証総括課
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル7階
TEL 025-210-5141

営業時間：月曜～金曜 8:45～17:20（祝日・年末年始除く）

信用保証だけでなく、創業計画の策定から多様な経営課題をサポートします。

制度に関するお問い合わせ

新潟市 経済部商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
TEL 025-226-1629 MAIL shogyo@city.niigata.lg.jp

新潟市制度融資の
ご案内



新潟市

令和8年7月21日現在

中小企業のための 令和8年度 新潟市制度融資のご案内

新潟市制度融資とは

新潟市制度融資は、新潟市が金融機関及び新潟県信用保証協会と相互協力し、中小企業の皆さまの資金調達の円滑化を図るために実施している融資制度です。



メリット

- 1 比較的長期間の返済期間設定が可能
- 2 固定金利のため返済計画などが立てやすい
- 3 信用保証付きのため融資を受けやすい（一部保証料補助あり）



開業をお考えの方へ

「中小企業開業資金（特定創業支援枠）」をご利用いただく場合、3年間の利子全額を補助します。

ご利用いただける方

下記の中小企業者等を対象としています。このほか制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

融資対象となる中小企業者の範囲

業種※	下記のどちらかの要件を満たす必要があります	
	従業員数	資本金又は出資金
工業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
政令 特例 業種	ゴム製品製造業 （自動車または航空機用 タイヤおよびチューブ製 造業並びに工業用ベルト 製造業を除く）	900人以下 3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下 3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下 3億円以下
	旅館業	200人以下 5,000万円以下

※ 医療法人は従業員300人以下の場合が対象です。

融資対象となる小規模企業者の範囲

「小規模企業振興資金」の対象要件です

業種	従業員数
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）	5人以下
工業等（卸売業・小売業・サービス業以外の業種）・宿泊業・娯楽業	20人以下
事業協同小組合	—
協業組合・企業組合	20人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

- ▶ 新潟市制度融資は、信用保証協会の保証制度を併せてご利用いただけます。
- ▶ 中小企業者、または小規模企業者の条件を満たしている場合でも、信用保証対象業種以外の方は制度融資をご利用いただけません。

取扱金融機関

融資実行は金融機関が行います。ご利用・ご相談については下記取扱金融機関へお問い合わせください。

※ご利用にあたっては金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

第四北越銀行、大光銀行、秋田銀行、きらやか銀行、東邦銀行、北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、JAバンク新潟県信連、商工組合中央金庫

一般的な資金

経営改善向け資金

創業向け資金

大型設備向け資金

(7)工場等新增設資金	1,000万円以上の借入かつ次の要件を満たす者。 ①製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は港湾運送業を営む会社又は個人。 ②市内に工場等の新設を行う会社又は個人。	【資金使途】設備(土地・建物等) 【限度額】2億円	年2.05%	12年以内 (据置2年以内)	保証付き	—	省力化・省エネ化補助金について	
(8)省力化・省エネ化資金	新潟市省力化・省エネ化補助金の交付決定を受けている会社又は個人。	【資金使途】設備・運転(補助対象経費に限る) 【限度額】5,000万円(補助対象経費から補助金額を差し引いた額)	※従業員5人以下の場合は、0.05%引き下げた利率			【保証料補助】 300万円以内 50%		
(9)中小企業振興資金	法定組合に限る。	【資金使途】運転・設備・転賃 【限度額】1億5,000万円 (組合員数により異なる)	【1年以内】年1.875% 【1~3年以内】年2.175% 【3年起】年2.375%	金融機関の定めるところによる	保証付き	【保証料補助】 300万円以内 50%	本制度は商工組合中央金庫のみ取り扱い	